

令和2年 第1回甲良町教育委員会本会議議事録

令和2年4月22日（水）、甲良町公民館において、令和2年 第1回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

松田教育長、日下和子委員、藤真照委員、新家美静委員

1. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育総務課次長、藤村学校教育課長、望月教育総務課課長補佐、大野社会教育課長補佐

1. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		平成31年第5回会議録承認の件（事務局）
日程第2		会議録署名委員の指名（新家委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第1号	令和2年度甲良町一般会計歳入歳出予算のうち教育委員会所管分につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	甲良町立小中学校の共同実施組織および運営に関する規則の制定につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	甲良町スポーツ・文化活動出場激励金交付規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規程につき、承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	甲良町養育支援訪問事業実施要綱の制定につき、承認を求めることについて

○**松田教育長** それでは、定刻となりましたので、令和2年の第1回目の教育委員会の本会議を始めさせていただきます。早速ですが、日程第1、平成31年第5回会議録承認の件につきまして、事務局、説明をよろしく願います。

○**福原次長** まず最初に、申し訳ございません。本来、この会議につきましては3月中に行う予定でありました。諸事情、議会の関係なんですが、急遽、中止になったことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。そのときに第5回の議事の承認につきましては新家さんをお願いしようと思っていたんですが、急に中止になったことによって、また人事異動に伴って前任の寺本の方が替わったということで、新家さんをお願いできていませんでした。申し訳ありません。本当に申し訳ないんですが、新家さんには次回の署名と5回の分につきましても、またお持ちしますので、次回をお願いしたいなと思いますので、よろしく願います。

○**松田教育長** 説明がありましたが、平成31年の第5回の会議録と今日、令和2年第1回会議録を併せて、次回、新家さんに承認いただくということでご了解いただけますか。

○**新家委員** はい、分かりました。

○**松田教育長** よろしく願います。

次に、日程第2、議事録署名委員を指名させていただきます。今ほどもご了解いただきました新家さん、よろしく願います。

続きまして、日程第3、教育長報告をさせていただきます。

その前にまずは、昨年度末、3月から今年度初め、4月にかけて、町内各校園におきます卒業および卒園式、また4月に入りまして入園式および入学式の挙行につきまして、コロナウイルスの感染拡大等々を考慮いただいて、大変ご心配いただいたのではないかと思います。コロナウイルス感染拡大の対策としまして、本来でしたら教育委員の皆さんにもご参加いただくところでしたが、参加者を縮小した式にいたしました。そんな中でも全ての式を執り行うことができました。大変うれしく思っております。告辞や祝辞にご協力をいただきました皆さんにはありがとうございました。

それでは、ここから教育長報告をさせていただきます。内容は学力向上をめざした甲良町の総合的な取組ということで、昨年度来、学力向上をめざした取組を現場の保幼小中の先生方と共に、あるいは関係の教育機関と連携をしながら進めているところですが、本年度も継続しながら内容についてはもう少し明確にして取り組んでいきたいと思っています。

学力向上をめざした甲良町の総合的な取組としまして、3つ考えております。1つは、落ち着いて生活をする子どもの姿を求めていこうと思っています。各教育、保育現場での子どもに寄り添う温かい指導、支援、加えまして、従来より大切にしている家庭訪問、甲良町内では足尊と呼んでいますが、家庭訪問をより積極的に充実させていくという取組で、子ども一人一人を支えていく、保護者と協働の子育てを進めていくということです。

2つ目には、子育て支援センターを拠点にした子育て支援、家庭支援、2

年目に入ります。さらにバージョンアップして、関係機関、教育現場の皆さんと共に一人一人の子どもをどう育てていくのかということ保護者と膝を突き合わせた取組として実践していきたいと思っています。

大きな学力向上をめざす2つ目の取組といたしまして、もうご存じのように今年度より小学校には新学習指導要領の全面実施が展開されています。その中で主体的に学びに向かう子どもを姿を求めて、そんな取組を進めていきたいと思えます。主体的に学びに向かうというのは、これまでの教育活動はややもすると「教師が」という主語で、教師がどう授業を展開するのか、教師がどう子どもの学力向上に向けた取組を進めていくのかということ、主語が「教師が」というのがありましたが、新学習指導要領では主語を「子どもが」に変えていくような教育活動を進めていかなければならないということもうたわれています。そういったことで、全ての教育活動の主語を「子どもが」という主語で様々な教育活動を展開するというように進めてまいります。

その新学習指導要領の中に「児童に育成することをめざす3つの資質、能力」というようなことが明記されています。3つの資質、能力と申しますのは、これまでと同じような形ですが、こういうように書かれています。知識、何を知っているのか、何を分かっているのかという知識および技能、何ができるのかという、この習得、知識および技能の習得。2つには、思考力、判断力、表現力等の育成。これも従来の指導要領にも入っていました。今回、3つ目に学びに向かう力、人間性の涵養という、いわゆる学びに向かうというのは意欲を持って学びに向かうという意欲の面が大切にされるのかなという解釈です。子どもにつけたい3つの資質、能力として、今、申し上げたことが明記されています。

また、授業の質を高める授業改善の3つの視点というところも明確にされています。先ほど申し上げた、子どもが授業を通して何ができるようになるのか、子どもが何を学ぶのか、子どもがどのように学ぶのかという視点から授業を改善していこうということが明記されています。そうしますと、1時間の授業の中で、主体的に学ぶ子どもの姿が見られるのか、対話的に学ぶ子どもの姿が見られるのか、深く学ぶ子どもの姿が見られるのか。いわゆる主体的に、対話的に深く学ぶというのが、今回の学習指導要領の肝になっていますので、授業改善の中でその辺のところを進めていくということです。

そして、授業を通して結果的に一人一人の子どもが何ができるようになったのかということ授業では問われていきます。日々の教育活動もそうだと思うんですけども、すなわち、これが子どもの生きる力として育てられていくんだということで新学習指導要領にはこのような改訂のポイントが書かれています。この辺のところを甲良町におきましても、教育、保育の現場の先生方と協議しながら、質の高い授業をつくっていく、質の高い保育を求めていくということで進めていきたいと考えています。

学力向上の3つ目の取組としまして、これも新学習指導要領に明記されているんですが、ICT教育、情報通信教育の推進ということでもあります。本

町では昨年度末に教育委員会内部で協議をいたしまして、甲良町ICT教育推進検討委員会というのを4月に立ち上げるということで、もう4月の校長会でその辺を人選して立ち上がっています。このICT教育推進検討委員会を本町のICT教育の推進の核として考えております。

まず、推進の1番としては、環境、校内通信ネットワークの整備、校内LANの整備、あるいはタブレットの整備ということで、もうこれは今年度の予算には計上されていますので、まず環境整備を進めていきたいということです。それから、ICT教育の2つ目には、まだまだ教員の研修不足というのは否めませんので、教職員の指導力の向上研修ということで、県の教育委員会あるいは県の総合教育センターと連携した指導研修、授業研修を今年度もう6月ぐらいから進めていくというような計画を推進検討委員会では立てていただいています。また、ICT教育の先進地県外研修、または県内にも先進的な取組をされている、例えば草津市なんかは先進的な取組をされていますが、そういったところへ出向いて行って、先進地における研修もして、それをまた校内に持って帰ってきて広げていくというような教職員のICTを使った授業力の向上、指導力の向上研修を今年度、進めていきたいというようなことを思っています。

以上、甲良町全体で学力向上に向けた取組としては、落ち着いて生活する子どもの姿を求めていく、主体的に学びに向かう子どもの姿を求めていく、そして3つ目には、ICT教育を推進していくという、このような3つの取組を町全体で取り組んでいきたいというように考えております。以上で、報告を終わります。

ご質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、次に、日程第4、承認第1号につきまして事務局より説明をお願いします。

○福原次長 それでは、承認第1号でございます。令和2年度甲良町一般会計歳入歳出予算のうち、教育委員会所管分につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

令和2年度甲良町一般会計歳入歳出予算のうち、教育委員会所管分につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定により承認を求めるものでございます。

これにつきましては、本来この新年度予算につきましては、毎年5月の教育本会議の方で説明をさせていただいております。先ほども言いましたように、3月に何回か議会がありまして、当初予算が否決されたこと、また修正案が否決されて、最終、議員修正案で可決にはなったんですが、まだ予算書の方ができておりません。当初の予算書をつけようかなと思ったんですが、多分、当初の予算書をつけると余計に分かりにくくなると思いますので、今回につきましては昨年度と比べて大きく変わる点について、担当の方より説明させていただきます。

○望月課長補佐 教育委員会予算として大きく変更したものにつきましては、主には工事関係となります。まず、甲良中学校管理校舎棟屋上防水工事です。

金額が32,786,000円です。それとこれに伴う設計管理委託料2,464,000円です。これにつきましては、甲良中学校の屋上に劣化が見られ雨漏りがあります。その改修工事およびその雨漏りにより天井がちょっと剥がれている部分がありますので、その改修工事となっております。

次に、甲良東小学校ネットフェンス新設工事です。金額が3,676,200円です。甲良東小学校校門横の農協の建物が取り壊されたことによりまして、今現在、境界がない状態です。それに伴い、新設でネットフェンスを新設する工事となっております。

次に、甲良東保育センター高圧機器取替工事です。定期点検で取替えを指摘されましたので、今回、高圧機器を取り替える工事となっております。金額は3,185,600円です。

甲良西小学校高圧機器改修工事です。これも甲良東保育センターと同じで高圧機器の取替工事です。金額が2,134,000円です。

次に、先ほど教育長報告にもありました小中学校児童生徒用タブレット購入費、金額が8,820,000円です。小学校5、6年生、中学校1年生196名に約45,000円のタブレットを配布するものとなっております。あと、これに伴う校内LAN整備費、金額が62,257,000円となっております。内容につきましては、各教室に校内LANの整備をしまして、そちらにアクセスポイントの設置を行います。そのアクセスポイントによって、配布したタブレットが無線で動くようにする整備事業です。

次に、英語指導助手派遣業務委託8,096,000円です。ALT派遣事業が7月末で終わります。8月から民間委託をするんですけども、民間業者インタラックというところに民間委託するものです。こちらにつきましても、小中学校の授業にインタラックから講師を派遣してもらって、授業をしてもらったりする委託事業となっております。

公民館2階多目的ホール空調設置工事、金額15,200,000円です。これに伴う管理委託業務として1,052,480円となっております。

去年からの繰越しということで、甲良中学校トイレ改修工事79,754,000円です。これに伴う管理業務委託1,724,800円です。中学校のトイレの老朽化による改修工事となっております。

甲良東小学校エレベーター新設工事、金額が81,972,000円です。これに伴う管理業務委託3,432,000円です。東小学校に肢体不自由の子が入ってきますので、それに伴うエレベーターの新設工事となっております。

甲良町総合公園野球場屋根設置工事です。金額363万円となっております。少年野球場のバックネット裏に、暑さ対策ということで屋根を設置する工事となっております。

以上、大きく変更したものを報告させていただきました。

○**福原次長** 私の方から補足なんですけど、今、望月の方からも言いました、教育長の方からも報告があったんですけど、タブレットの配布なんですけど、5年計画でいく予定でありました。予算的には、まず小学校5年生、6年生、中

学校1年生の子を対象に配布する予定でありましたが、国の方からコロナの関係で今年度で全ての小学生、中学生にタブレットを配布するという方向になってきております。また、どのような形になるかというのがはっきりしていないんですが、多分、今年度の国の補正予算に伴って町の方も補正の方をしていく方向になると思います。タブレットの配布と校内LANの整備、これにつきましては今年度で行う予定なんです、これに加えて家庭での環境整備の方も補正に取り組まれるということです。内容につきましては、ちょっとどのような形になるかというのが分からないので、今はお伝えできませんが、また分かり次第、報告の方をさせてもらいたいと思います。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりましたので、皆さんから質問等がございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。まだ予算書がきちっとできていないということで、口頭で大変失礼なんですけども、またきちっとできましたら機会を見つけて皆さんにはお手元に届けたいと思います。

それでは、承認第1号について承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第1号は承認されました。

続きまして、日程第5、承認第2号につきまして事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第2号、甲良町立小中学校の共同実施組織及び運営に関する規則の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立小中学校の共同実施組織及び運営に関する規則の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。1枚、おめくりください。それでは、担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町立小中学校の共同実施組織及び運営に関する規則でございます。

法律の一部改正により共同学校事務室の設置が制度化されました。現在の共同実施をより組織化し、事務職員の役割を明確化することで、事務職員の学校運営の積極的な参画を促し、学校の運営体制の強化をさせることが目的となります。今現在、小中学校の事務につきまして共同で実施をさせてもらっています。しかし、やはり個人情報が多いということで、なかなかほかの学校の事務員さんが入り込めないということで、今回これの設置とすることになりました。甲良町立小中学校事務の共同実施に関する規則を制定するものでございます。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第2号につきまして、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

○**日下委員** すみません。学校の中に入ったことがないので、よく分からないんですけども、これはどういう仕事をしてはることなんですか。共同ですとかしないとか、ちょっと内容が全然分からないので教えてほしいんです。

けれども。

○望月課長補佐 各学校で備品を購入したりする場合がありますけれども、各学校それぞれでしていると大変ですので、それを1つにまとめて小中学校の代表の学校の事務員が事務をすると。見積依頼をしたりとかする事務とか、あとは……。

○福原次長 備品だけじゃないです。今言う小中学校が共同で行わなければならない事務、いわゆる備品であればそれぞれの学校で契約すると高くなるやつが金額的にも安くなるだとか、あと契約関係でもそうです。安いんですけども、コピー機のリースにしろ、契約関係だとか、あとは細かいことが多いんですけど、それぞれでするよりも一緒にした方がよい事務が幾つかあります。そういうものをスムーズにというか、先ほど申し上げたように個人情報があつて縛られている部分があるんですけど、この規則を制定することによって事務がしやすくなるということでございます。

○藤村課長 そして、それぞれの学校で事務をしていることが本当に適切かどうかを3校の事務が集まつてお互いに点検じゃないですが、より正確な事務ができる、そして効率的という趣旨からこのような規則を定めたものでございます。

○日下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございませんか。

それでは、承認第2号につきまして承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○松田教育長 ありがとうございます。承認第2号は承認されました。

次に、日程第6、承認第3号について事務局より提案をお願いします。

○福原次長 それでは、承認第3号でございます。甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

1枚、おめくりください。

それでは、担当の方より説明いたします。

○望月課長補佐 甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。甲良町立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。第2項、給特報第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。付則。この規則は令和2年4月1日から施行する。

文部科学省の方から指針の方が定められました。教師の長時間の勤務の実態は深刻で、学校における働き方改革が急務とされております。公立学校の先生につきましては、校務として行われる業務については時間外勤務を明示されて行うものでなくしても、学校教育活動に関する業務であることに変わ

りなく、こうした業務を行う時間を含めて学校を管理、把握するというものでございます。以上です。

○**福原次長** 先ほどの制定につきましても、今回の一部改正、これから改正がありますが、施行日が令和2年4月1日になっております。これは今からいうと遡ることになるんですが、全て3月の本会議で諮っていきたいと思っていましたのでございますので、ご了承ください。以上です。

○**松田教育長** 働き方改革に関わっての一部改正をする規則ということで提案、説明がございました。何か質問等ありましたら、お願いします。

本町では、昨年度から各校の管理職の代表に働き方改革推進委員会に入ってもらって、そこで各教育現場の教職員の実際の教育活動の実態あるいはアンケートを取って昨年度まとめる中で、こういう改革をしていこうということで、もう既に昨年度から進めております。なかなか改革が進んでいかないという実態も片方ではあるわけですが、何とか教職員の健康管理等も考えながら町全体として進めていくという推進委員会でございますので、そこも連携しながらこれは進めていきたいと教育委員会としては考えております。

よろしいですか。それでは、承認第3号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第3号は承認されたと認めます。

続きまして、日程第7、承認第4号について事務局より説明をお願いします。

○**B次長** 承認第4号でございます。甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

一部、おめくりください。

それでは、担当者の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則。

甲良町一時預かり事業の実施に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条中、「甲良西保育センター」の次に「及び甲良東保育センター」を加える。付則。この規則は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

今現在、一時預かり保育なんですけれども、甲良西保育センターで行っております。保護者の声もありまして、甲良東保育センターでも一時預かり保育ができるように一部改正をするものでございます。以上です。

○**福原次長** 補足です。今、望月の方から言わせてもらったんですが、昨年度まで甲良西保育センターの方だけで一時預かりを行っていました。その理由

は甲良東保育センターの方に一時預かりをする教室がなかったというのがありまして、西保育センターのみで実施していましたが、今、子どもの数も減ってきたということで、東保育センターにも一時預かりをする教室があるということで、保護者の方からも西保育センターは遠いということで、やはり東学区の人の利用が少なかったみたいです。そのため、今年度より東保育センターでも一時預かりが実施できるような一部改正になっております。もう既に今年度4月1日から東保育センターでの一時預かりというのは実施しているところでございます。

- 松田教育長** 事務局の説明が終わりました。どうぞ。
- 藤委員** 時間帯とかはどういうふうに。この一時預かりの、いつどういう。
- 福原次長** すみません。時間帯についてちょっと調べて後で報告させていただきます。申し訳ないです。
- 藤委員** 一時預かりというのは、園のやっている時間内にしておられるということですか。
- 福原次長** そうです。
- 藤委員** 夕方とかそういう。
- 福原次長** そうです。
- 藤委員** 延長保育ではない？
- 福原次長** 何時から開いてますか。
- 藤委員** 空いている時間帯で預かることだけで、あとは保護者の要望に添ってだったと思います。1日3,000円……。
- 福原次長** 時間帯、聞いときます。
- 藤委員** 園児を預かってやっておられますね。普通の時間、朝8時とか昼間とか、バスで送っていきはりますね。それ以外にこの一時預かりを……。
- 大野課長補佐** 保育園に入園していない子が対象です。
- 藤委員** 入園してない子。
- 大野課長補佐** 何かの理由で保護者が保育できないという場合に、保育園に一時預かりをお願いするというものです。一時的に預かってもらうということです。
- 藤委員** 何人ぐらいやるんですか。西保育センター。
- 大野課長補佐** 一時預かりの数ですか。
- 藤委員** ああ。
- 福原次長** ごめんなさい。これも把握していないので、確認はしようと思うんですが、そんなにいません。確認させときます。
- 日下委員** 利用券があったと……。
- 大野課長補佐** あったと思います。配布していると思います。
- 福原次長** 5枚、配布しているんですが、今ちょっと支援センターの所長の方から、無料のクーポン券を配布する意味があるのかというのは、ごめんなさい、これもはっきり覚えていないんですが、利用者に対して手間だけがかかることになります。金額的にも別の制度がありまして、クーポン券をもらうのに申請してもらって取りに来てもらう手間を省くために、今後どうして

いこうかという相談がありますので、このクーポン券につきましてはちょっと今年度で検討しようかなと。ただ、その検討内容は保護者に対して不利にならないような検討を、使いやすい一時預かりにしたいということで検討していく予定でございます。

○**松田教育長** ほかにいかがですか。

それでは、利用者の人数あるいは保育時間等につきましては、改めてまた報告させていただくということでご了解をお願いいたします。

ほかに質問ございませんか。

それでは、質問がないということで、承認第4号について承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第4号は承認されました。

次に、日程第8、承認第5号について事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第5号でございます。甲良町スポーツ文化活動出場激励金交付規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町スポーツ文化活動出場激励金交付規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

一部、おめくりください。

それでは、担当の方から説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町スポーツ文化活動出場激励金交付規則の一部を改正する規則。甲良町スポーツ文化活動出場激励金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中、「近畿大会及び」を削る。第3条中、「1、近畿大会またはそれに準ずる大会及び1人につき5,000円とする」を削り、2を1に、3を2に改め、「1、近畿大会またはそれに準ずる大会及び5,000円掛ける町内に在住する出場登録者数」を削り、2を1に、3を2に改める。

付則。この規則は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

行政改革で個人に補助をするのは廃止にしていくと決まりました。

次のページを見ていただきまして、「近畿大会またはそれに準ずる大会」は廃止させていただきました。ただし、全国大会につきましては残しております。甲良町のアピールにもなりますので、全国レベルのものは残しております。以上です。

○**松田教育長** 今、説明がありました新旧対照表をご覧くださいと、何を削ったのかというのがより分かりやすいのかなと思います。その辺を見ていただきまして、ご質問等がありましたお受けしたいと思います。

○**藤委員** 予算カットということで、こういうことですか。理由は。

○**福原次長** 監査委員さんからの指摘もあったと聞いております。昨年度やな。それで削ったと。

○**藤委員** こういう激励金というのは、やっぱりいいことやけどね。近畿大会

であってもね。出してあげたらといいと思いますけれども。

- 福原次長** 近畿大会はどういう趣旨で削ったのか。監査委員さんからの指摘があった。
- 大野課長補佐** 行革で個人に対する補助金は削る。
- 福原次長** これを削った経緯、経過は。
- 大野課長補佐** 行革の中でということで聞いています。
- 福原次長** 監査委員からの指摘もあったんと違うの？
- 大野課長補佐** 全国大会以上で一律ということで指摘を受けておりまして、検討をした結果、こういう内容にさせていただいたという形になっております。
- 福原次長** すみません。今、フジイ委員から言われましたので、申し訳ないです。去年、社会教育の方はタッチしておりませんでしたので、あまり把握していなくて申し訳ないんですが、確かに激励金で金額も大したことがないので、もう一度、確認した上で、再度検討することができるのであれば、そのような検討という方向でしていきたいと思えます。
- 藤委員** これはほかの費用は、例えば旅費とか宿泊とかは個人持ちですか。学校が出している。
- 大野課長補佐** この激励金の趣旨としましては、町内在住の大人から子どもまでの範囲で全国出場という形の方に対しまして激励金という形で支出を行います。部活動で行かなくなったということではない部分が対象となっております。例えば中学校の部活動で全国大会に出場するとなった場合、学校からのまた別の申請を受けまして、その時々に応じた旅費等の支出は別途させていただいているので、激励金とは別枠という形になっております。例えば自分が個人でクラブチームに入っていて、自分が野球チームの中の一人であったということであっても、そういう町内在住の子に対して出させていただくというような趣旨のものになっております。
- 藤委員** 学校とは違うんですね。学校から出ていくのと。
- 大野課長補佐** はい。
- 新家委員** 質問なんですけど、そしたら個人的な活動というのは、町の方はそれについての把握というのはできませんよね。そうすると、自己申告みたいな形なんですか。
- 大野課長補佐** そうなっております。広報の方で毎年4月の広報ですが、周知させていただいております。それから全国的にどこの市町でもこういうような助成金を市町が扱っているというような実績も定着しておりますことから、市町で全国出場があった場合に出ることが全国的に認知されているというものになっております。
- 松田教育長** それでは、この議事については保留ということで、再度検討するという形よろしいか。藤委員のご意見、思いも十分理解できるということで、次長の方から検討をもう一回加えるということで、保留という形で預からせていただきたいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。日程第9、承認第6号、事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは承認第6号でございます。甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規程につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校職員服務規程の一部を改正する規程につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

一部、おめくりください。

担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規程。

甲良町公立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

第21条第1項中、「職員」の次に「（非常勤職員第28条の5第1項第1号に規程する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く）」を加え、地方公務員法を同法に改める。

付則。この規則は令和2年4月1日から施行するものでございます。

今年度から会計年度任用職員制度の開始に伴いまして、非常勤職員についても兼務が可能となるため、一部改正するものでございます。以上です。

○**松田教育長** 事務局の説明が終わりました。承認第6号についてご質問ございましたらお願いします。次のページに新旧対照表もございますので。

質問ないようでしたら、承認第6号につきまして承認いただける方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○**松田教育長** ありがとうございます。承認第6号は承認されました。

次に、日程第10、承認第7号について事務局より説明をお願いします。

○**福原次長** それでは、承認第7号でございます。甲良町養育支援訪問事業実施要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。令和2年4月22日。甲良町教育委員会教育長。

甲良町養育支援訪問事業実施要綱の制定につき承認を求めることについて。教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものでございます。

一部、おめくりください。

それでは、担当の方より説明いたします。

○**望月課長補佐** 甲良町養育支援訪問事業実施要綱の制定をするものでございます。甲良町要保護児童対策地域協議会、要対協というものなんですけれども、訪問支援が必要となった家庭、主に若年妊婦などの特定妊婦さん、出産からおおむね1年以内の子育てに強い不安を抱えるご家庭、衣食住が不適切な状態にある家庭など、無料で育児援助及び家事援助を実施することで、養育上の問題解決、児童虐待のリスク軽減を図ることを目的とするものであります。希望者から利用申込みもできますが、乳児家庭個別訪問や母子保健事業による情報提供により支援の必要を要対協で検討し、支援計画を立て実施

するものでございます。本町の家庭養育支援施策の1つとして要綱を制定するものでございます。以上です。

○**松田教育長** 今、説明がございました。子育て支援、家庭支援、昨年度から推進しているわけですが、そのことをさらに充実させるという方向の実施要綱の制定というようなことの説明がございました。質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

○**福原次長** 今、特にこの要綱に該当する訪問支援というのは行っておりませんが、これとは全然関係ない生活支援とかいうのは支援センターの方で行ってはくれております。

○**日下委員** 具体的にどういうふうになったら、こういうことが起こり得るんですか。

○**福原次長** どういうことになったら？

○**日下委員** 今、甲良町独自で支援をしてはりますよね。

○**福原次長** はい。

○**日下委員** そのほかにこういうのが必要な場合が起きるといのは、どういったときというか。

○**福原次長** 多分、様々なことが想定できるかなと思えます。私が先ほど言うた、そのほかの家庭支援というか、子どもに対しての生活支援、簡単な食事であったり、洗濯の仕方であったりとかというの支援センターの方でもやってくれております。このケースについては現在のところないということを知っているんですか、要対協のケースの中でやはりここにも第2条の2項の中で出産に伴うノイローゼというかストレスであったりとかいうのはケースとして聞いております。そんな場合に、まずは相談されると思うんですが、その本人さんが利用というか、求められたらになってくるとは思うんですが、入るといふか訪問支援ができるというものであります。具体的なことを言われるとどんなケースでというのはいないんですが、今言うたようにやっぱり出産後のストレスだとかを抱えているという情報というのはいくつかは聞いております。ただ、支援には入っていないというものであって、本人さんが望まれたらいつでも入れるようなもので制定をしているものでございます。

○**日下委員** 支援者というのはい、どんな方がなれるんですか。

○**福原次長** 4条の中で専門的な相談支援は保健師、助産師、保育士等なんですが、うちは支援センターに保健師も配置しております。必要に応じて協力を要請することになると思えます。

○**藤委員** 甲良町の職員の方がこれを？

○**福原次長** まずの窓口は支援センターになります。

○**藤委員** これはもう今年度から始まるんですか。もう既に始まっているんですか、訪問は。訪問の制度というのはい。

○**福原次長** はい。この4月1日から制定するということなので。

○**藤委員** 2年の4月1日から？

○**福原次長** そうです。

○**藤委員** 去年はまだしていないね。今年度からね？

- 福原次長** はい。
- 新家委員** 質問ですけれども、今年度から実施予定というようなことですが、対象の家庭はここを見せただけなら、様々なケースの家庭というようなことは分かるんですが、いつまでの支援、大体、期限というのはいつまでということになるんですか。
- 福原次長** 多分これは期限はうたわれていないと思います。支援は結構長いことかかることもありますし、要対協については中学生までのケースが多いです。ただ、うちは支援センターができたことによって、高校生についても支援しております。今、新家さんが言うてくれたように、いつまでというので、なかなか分からない部分があったりとか、長期化するおそれもあります。必要に応じて支援員さんというか専門員さんに相談であったりだとか、やっぱり状況に応じて医師の方の紹介だとかいうことも考えられるのかなど。だから、期限についてはあまりないです。多分、今の支援センターというかうちの方の方向ではやっぱりよくなっていてもらいたいというのがありますので、望んでくれる限りは利用はできるかなと思ってはおりますが、なかなかこういうケースというのは、相談されても家に入れてくれるというのが難しいケースになってきますので、どの程度のことができるかというのが見えてきていませんが、期限についても分からないというか、大体どんなもんやという想定もできない事業かなとは思っております。
- 松田教育長** よろしいですか。ほかにございませんか。
それでは、承認第7号につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 松田教育長** ありがとうございます。承認第7号は承認されました。
以上で、教育本会議の議事は終わりました。
連絡等はございませんか。
- 福原次長** 先ほど藤委員の一時預かりの件で調べてもらいましたので、報告させていただきます。
- 大野課長補佐** 一時預かりの利用時間につきましては、半日と1日の2通りの利用方法となっております。昨年度の利用者実績の人数となりますが、123名の利用がございました。
- 藤委員** 西保育センター。
- 大野課長補佐** そうです。西保育センターのみの実績となります。
- 松田教育長** 町全体ということやね
- 大野課長補佐** そうです。
- 松田教育長** 場所が西保育センター。
- 大野課長補佐** はい。金額といたしましては、半日1,500円、1日3,000円という金額の設定となっております。その時間帯の中で2時間なり3時間なり預けて、用事を済まされるというような利用の方法で利用されておられるそうです。
- 藤委員** 1日3,500円？

○大野課長補佐 1日3,000円、半日1,500円。

○藤委員 ありがとうございます。

○松田教育長 結びになりますが、教育委員の皆さんには本日、本会議にご協力ありがとうございました。県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が非常に危惧されている時節であります。皆様にも感染防止に十分な対策を講じていただき、くれぐれもお体をご自愛ください。本日は、本当にありがとうございました。

以上で、今日の議題はすべて終了